告　示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年十一月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月二十日

埼玉県東松山県土整備事務所長　石　川　　修

一　道路の種類　　県道

二　路線名　　鴻巣川島線

三　道路の区域

19e17b6fe74f0ca63759e0a3106a8d71

旧新別	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
旧A	比企郡川島町大字上八ツ林字西町三五五番一地先から同郡同町大字上八ツ林字船原町三九七番一地先まで	一一・五六～一三・三五	一五六・二〇	橋りょう架換事業による。
新A				
新B	比企郡川島町大字吹塚字原町五四〇番一地先から同郡同町大字吹塚字イニテ七三二番一四三地先まで	一一・二一～一二・三四	九五・七三	